

| 回答日   | 該当箇所         | 質問                                                                                                                                        | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5月23日 | 公募要領<br>p.14 | 「縮尺した形状のモデル堤防（裏法部を抽出したモデル堤防を含む）」について、裏法部を抽出したモデルとは、「裏法部を残して表法部を削除したモデル」か「裏法部を削除して表法部を残したモデル」のどちらでしょうか？                                    | 公募要領p.17において、「基本形状を前提とするが、盛土を想定しない工法の場合は、基本形状によらない。ただし、構造令上で定められている管理幅や余裕高等は考慮すること」としています。                                                                                                                                                                                  |
| 5月23日 | 公募要領<br>p.14 | 自立型の場合、上記回答の法部と自立部だけの越水実験で構いませんか？                                                                                                         | 公募要領p.17において、「基本形状を前提とするが、盛土を想定しない工法の場合は、基本形状によらない。ただし、構造令上で定められている管理幅や余裕高等は考慮すること」としています。                                                                                                                                                                                  |
| 5月23日 | 公募要領<br>p.14 | その場合、公募条件の堤防天端高さが維持されている状態の確認は、自立部が自立し、部材が健全であれば大丈夫でしょうか？                                                                                 | 公募要領p.17において、「基本形状を前提とするが、盛土を想定しない工法の場合は、基本形状によらない。ただし、構造令上で定められている管理幅や余裕高等は考慮すること」としています。                                                                                                                                                                                  |
| 5月23日 | 公募要領<br>p.14 | 力学的相似則とは、「フルードの相似則」のことでしょうか？その場合、モデル堤防の天端の流量を教えてくださいませんか？フルード以外の相似則であれば、具体的な適用方法をご教示願います。                                                 | 力学的相似則とは「フルードの相似則」に限らず、侵食や洗掘などの現象に関する相似則を含みます。しかし、侵食や洗掘などの現象に関しては、確立された相似則がございませんので、力学的相似則を満足しない場合は、性能評価上、問題がないことを示すことを求めています。                                                                                                                                              |
| 5月23日 | 公募要領<br>p.14 | 「力学的相似則を満足しない場合、性能評価上、問題がないことを示す」について、表面被覆型については、性能評価上、問題ないとみなすことのできる条件が示されていますが、自立型についてはございませんでしょうか？                                     | 公募要領p.14において、「また、越水に対する性能の評価を、実験により検証された手法による解析で確認する場合、「堤防高さ2m以上を確保した実験により検証された解析手法を検証すること」により、性能評価上、問題がないとみなすことができる。」としています。                                                                                                                                               |
| 5月23日 | 公募要領<br>p.15 | 「越水実験前に堤体の引張応力度を確認する」について、具体的な試験方法についてご教示願います。                                                                                            | 具体的な試験方法については、国土技術政策総合研究所の以下のページより確認が可能です。<br>URL： <a href="https://www.nilim.go.jp/lab/fbg/download/download.html">https://www.nilim.go.jp/lab/fbg/download/download.html</a><br>なお、国土技術政策総合研究所が所有する引張試験器について、モニターとして利用いただくことができます。引張試験器を利用されたい場合は、国土技術政策総合研究所へお問い合わせください。 |
| 5月23日 | 公募要領<br>p.15 | 越水実験の土質材料（As 層、Dg 層）について、模型土層全長に渡ってAs 層やDg 層を製作することは困難（マンパワー、時間等）を伴いますので、堤体から充分離れたところのAs 層やDg 層に土質材料以外（例えばウレタンなど）を使用して越流実験を行うことは大丈夫でしょうか？ | 個別の実験条件の良否については第三者機関において判断できませんが、越水に対する性能評価上、問題がないことを示してください。                                                                                                                                                                                                               |
| 5月23日 | 公募要領<br>p.16 | 「川表側からの浸透対策は実施済であるものとする」について、越水実験において、川表側の浸透対策として堤体表面に薄いベントナイト層を施しても大丈夫でしょうか？                                                             | 個別の実験条件の良否については第三者機関において判断できませんが、越水に対する性能評価上、問題がないことを示してください。                                                                                                                                                                                                               |
| 5月23日 | 公募要領<br>p.16 | 「越水時の堤体の浸潤状態は考慮しない」について、越水実験前に計画高水位を維持して、堤体を湿潤状態にする必要がないということでしょうか？                                                                       | 公募要領p.16における「越水時の堤体の浸潤状態は考慮しない」とは、実験において飽和状態を再現することは困難であること、表面被覆型等の、一般的な堤防の浸透対策を行っていればその影響は少ない工法を前提とした与条件であり、浸透の影響が大きい工法に対して、堤体を湿潤状態にする必要がないということの意味していません。                                                                                                                 |
| 5月23日 | 公募要領<br>p.16 | 国土技術政策総合研究所の「粘り強い河川堤防の技術開発に当たっての参考資料【自立型】」には、p11で「越水時に流出しない表腹付盛土や裏込め土も完全飽和を想定する」とありますが、これはあくまでも設計の考え方であって、実験条件とは別ということでしょうか？              |                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 5月23日 | 公募要領<br>p.17 | 「As 層の層厚は任意だが、越水による洗掘深を超える層厚とする」について、事前に洗掘深を調べる実験を行った方がいいということでしょうか？                                                                      | 粘り強い河川堤防の技術開発に当たっての参考資料【自立型】 p.11において、「水叩き・護床工よりも堤内地側の基礎地盤が水叩きや護床工の上面高さから0.5m 低い位置まで洗掘することを想定する」としています。                                                                                                                                                                     |

※回答は、評価委員会の見解とは異なる場合があることにご留意ください。